

—投票所— (記載のない投票所は欠番です)

▼廿日地域

- 第1 投票所 市役所
- 第2 投票所 廿日市小学校
- 第3 投票所 中央市民センター
- 第4 投票所 廿日市高等学校
- 第5 投票所 佐方市民センター
- 第6 投票所 平良保育園
- 第7 投票所 平良小学校
- 第8 投票所 原市民センター
- 第9 投票所 後畑集会所
- 第10 投票所 串戸市民センター
- 第11 投票所 宮内市民センター
- 第12 投票所 明石集会所
- 第13 投票所 地御前市民センター
- 第14 投票所 阿品市民センター
- 第15 投票所 阿品台中学校
- 第16 投票所 阿品台西小学校
- 第17 投票所 宮園市民センター
- ※今回の選挙では、宮園小学校から宮園市民センターに変更となります
- 第18 投票所 四季が丘市民センター
- 第19 投票所 地御前小学校
- 第20 投票所 野坂中学校

▼佐伯地域

- 第21 投票所 玖島ふれあいセンター
- 第22 投票所 下川上集会所
- ※第23 投票区の統廃合に伴い、該当する地区に住んでいる人の投票所は、平谷集会所から玖島ふれあいセンターに変更となります
- 第24 投票所 永原集会所
- 第25 投票所 権現ハウス
- 第26 投票所 友和市民センター
- 第27 投票所 河津原教育集会所
- 第28 投票所 水と緑のまち さいき文化センター
- 第29 投票所 浅原中央活性化センター
- 第31 投票所 所山集会所
- 第32 投票所 栗栖集会所

▼吉和地域

- 第35 投票所 吉和第二集会所
- 第36 投票所 吉和福祉センター

▼大野地域

- 第37 投票所 青葉台集会所
- 第38 投票所 大野東市民センター
- 第39 投票所 宮島コーラルホテル
- 第40 投票所 大野2区集会所
- 第41 投票所 対巖山集会所
- 第42 投票所 大野3区集会所
- 第43 投票所 大野4区集会所
- 第44 投票所 宮島台集会所
- 第45 投票所 大野コミュニティセンター
- 第46 投票所 大野6区集会所
- 第47 投票所 大野7区集会所
- 第48 投票所 大野8区集会所
- 第49 投票所 大野9区集会所
- 第50 投票所 大野10区集会所
- 第51 投票所 松ヶ原こども館

▼宮島地域

- 第53 投票所 e t t o 宮島交流館
- 第54 投票所 宮島まちづくり交流センター杉之浦

7月10日(日)は 参議院議員通常選挙 の投票日です



「一票を投じる背中おとなだね」
皆さんそろって投票しましょう

問い合わせ

廿日市市選挙管理委員会事務局 ☎09228、
佐伯支所 (選挙担当) ☎01112、吉和支所 (選挙担当) ☎02112
大野支所 (選挙担当) ☎02005、宮島支所 (選挙担当) ☎02000

●投票できる人
年齢など 平成16年7月11日以前に生まれ、日本国籍を有する人
住所 令和4年3月21日以前に本市に転入の届出をし、引き続き市内に住んでいる人
※令和4年3月22日以降に他の市区町村から本市に転入した人で、転入前の市区町村の選挙人名簿に登録されている場合は、原則、前住所地での投票となりますので、転入前の市区町村の選挙管理委員会に問い合わせてください

●選挙のお知らせはがき
投票の日時・場所などを記載した「選挙のお知らせはがき」を郵送します。記載事項を確認し、投票するときに持って来てください。
はがきを持参しなくても、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所で申し出てください。

●投票用紙は2種類です
広島県選出議員選挙では候補者の氏名を、比例代表選出議員選挙では候補者の氏名または政党その他の政治団体名を記入してください。
●開票
とき 7月10日(日)21時10分、ところ 阿品台東小学校体育館

●期日前投票所 ※土・日曜日でも投票できます

期日前投票所	期間	時間
廿日市市役所7階	7月9日(土)まで	8時30分～20時
・佐伯支所 ・吉和支所 ・大野支所 ・宮島支所	7月2日(土)～9日(土)	10時～20時
廿日市市民ホール(ゆめタウン廿日市2階)		

キャッシュレス決済サービスで使える

マイナポイント

最大20,000円分がもらえます

問い合わせ
・特設ブース専用電話 ☎070-1736-8648・☎070-1460-1973
・制度に関して 情報システム推進課☎09106
・マイナンバーカードの取得手続きに関して 市民課☎09135

「マイナポイント」とは

マイナンバー（個人番号）カードを持っている人が、キャッシュレス決済事業者を通じてチャージやキャッシュレス決済をすると、「マイナポイント」が国からもらえます。付与されたポイントは、買い物などに利用できます。

マイナポイントをもらうには

マイナポイントをもらうには、マイナンバーカードを取得した後、マイナポイントの申し込みが必要です。マイナポイントの申し込みは、マイナンバーカードを読み取れるスマートフォンやパソコンがあれば自宅などから手続きできます。

マイナポイントの申し込みをお手伝いしています（特設ブース）

とき 月～金曜日（平日） 8時30分～17時
ところ 市役所1階、佐伯支所1階、大野支所1階
※佐伯支所・大野支所は8月31日(水)までです
※ブース設置のない期間および支所では、市民窓口・福祉担当でお手伝いしています

とき 土・日曜日、祝日 10時～18時
ところ ゆめタウン廿日市3階 さくらのエスカレーターそば
※ゆめタウン廿日市は、令和5年2月26日(日)までです

必要なもの マイナンバーカード、カード受領時に登録した利用者証明用パスワード（数字4桁）、決済事業者が発行する「決済サービスID」・「セキュリティコード」
特設ブース専用電話 ☎070-1736-8648・☎070-1460-1973
※電話が混み合った場合、つながらないことがあります



6月30日開始	
マイナンバーカードの新規取得などで 5,000円分	健康保険証としての利用申し込みで 7,500円分
	公金受取口座の登録で 7,500円分

6月30日から、マイナポイント第2弾の申し込みが始まりました。マイナポイントをもらうには、9月30日(金)までにマイナンバーカードを申請し、令和5年2月28日(火)までにマイナポイントの申し込みが必要です。

- ポイントの付与額は次のとおりです。
- ①マイナンバーカードの取得
電子マネーやクレジットなどの利用額（チャージや買い物）などの25%（最大5,000円）相当。ただし、既に5,000円相当のポイントを受け取り済みの人は対象外です。
 - ②マイナンバーカードの健康保険証としての利用申し込み
7,500円相当
 - ③公金受取口座の登録
7,500円相当
- ※②③はチャージや買い物は不要です